

伝言板

森林の所有者届出制度が
4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

●届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

●届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に提出。

●届出事項

▽届出者と前所有者の住所氏名▽

問い合わせ先

○津奈木町役場

総務課 TEL 78-3111
交通・災害、人事、有線放送 etc.

振興課 TEL 78-3112
農業振興、住宅・水道、建設 etc.

住民課 TEL 78-3113
住民票、ごみ、保険、住民税 etc.

教育委員会 TEL 78-5400
学校教育、生涯学習、体育施設 etc.

○社会福祉協議会 TEL 61-2940

○ゴミ焼却場 TEL 78-2584

所有者となった年月日▽所有権移転の原因▽土地の所在場所・面積▽土地の用途 など

●添付書類

▽登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し▽土地の位置を示す図面

●問い合わせ

振興課自立振興班
TEL 78-3112 (内224)

平成24年度

春季全国火災予防運動

今年も3月1日から7日までの7日間、『消したはず 決めつけないで もう一度』をスローガンに春の全国火災予防運動が実施されます。

●いのちを守る7つのポイント

▽3つの習慣

- ①寝たばこは絶対にやめる。
- ②ストーブは燃えやすいものから離

れた位置で使用する。

- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

▽4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近所の協力体制を作る。

●問い合わせ

水俣市北広域行政事務組合消防本部
予防課予防係
TEL 63-1191

軽自動車の廃車手続きは

3月31日までに

軽自動車税は4月1日現在で登録されている人に課税されます。自分では処分したつもりでも、届出が

町内施設案内

つなぎ美術館

TEL 61-2222

営業/10:00~17:00
休館日/毎週水曜※祝日の場合は翌日、12/31~1/1

つなぎ温泉四季彩

TEL 78-4126

営業/10:00~21:00
休館日/第1水曜、12/31~1/1

物産館グリーンゲイト

TEL 78-2000

営業/9:00~18:00
休館日/第1水曜、12/31~1/2

津奈木町図書館

TEL 78-5400

営業/平日 8:30~21:00
土日祝日 10:00~17:00
休館日/毎週月曜、12/29~1/3



ないものは登録されたままになります。次の例に当てはまる場合は、3月31日までに必ず手続きをしてください。

- ①軽自動車を他人に譲ったり、廃車したとき
- ②町外に転出したとき
- ③盗難や事故、その他の理由で使用不可能になったとき

●納税通知書の送付

軽自動車の納税通知書は4月中旬に郵送します。5月1日までに納付してください。